

訪問介護サービスに関する重要事項説明書

社会福祉法人こしば福祉会
ヘルパーステーション トマト

(令和8年4月改正)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業所の目的

要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスにおいては、入浴、排泄、食事など生活全般に関わる援助をすることを目的としています。

2. 事業者の概要

事業者の名称	ヘルパーステーション トマト
所在地	〒514-0073 三重県津市殿村860番地2
電話番号	059-273-5647
事業所番号	24050580010
管理者	大矢 珠美
サービス提供責任者	堀内 佳奈
訪問介護員	3名（常勤 専従） 5名（非常勤 専従）

3. 事業実施地域と営業時間

実施地域	津市（運営可能な範囲）
営業日	月曜日から土曜日 （年末年始12/30～1/3を除く） *原則
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

4. 提供するサービスの内容

訪問介護員等によるサービスは、訪問介護職員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、調理、洗濯や掃除等の家事、通院乗降など、日常生活上のお世話をを行うサービスです。

【サービスの内容】

身体介護	入浴の介助	入浴介助または、入浴困難なご契約者の清拭などをします。
	排泄の介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
	体位変換	床ずれ予防のため体位変換を行います。
	通院介助	自力で病院などへ行けない方の通院を介助します。
生活援助	調理	ご契約者の食事の用意を行います。
	洗濯	ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	ご契約者の居室の掃除を行います。
	買い物	ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員の交替

① 契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者からの特定訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

(2) サービス実施時の留意事項

① 契約者は「4. 提供するサービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問サービスの実施に関する指示

訪問サービスの実施に関する指示はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等を十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問系サービス実施に必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 契約者もしくはその家族等からの物品等の授受

③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒・喫煙・食事

⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他の契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 事業者からの契約解除

① 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者による第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払えない場合

③ 事業者は、利用者又は利用者の家族若しくは身元引受人が、著しい背信行為、反社会的行為又はハラスメント（注）により、契約を継続することが困難となっ

た場合は、本契約を解除することができます。

(注) ハラスメント（いやがらせ・いじめ）とは、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント・カスタマーハラスメント等を意味します。

6. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置、医療機関へ搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村・ご家族・居宅支援事業所等へ連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治医、救急隊、ご家族様、居宅介護支援専門員等へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

8. サービスに対する苦情への対応について

- ① 事業所の提供するサービスについて、不満・苦情がございましたら、苦情を申し立てることができます。
- ② 申し立てについては、(1) 当事業所、(2) 自治体の窓口、(3) 三重県国民健康保険団体連合会等の諸機関で受付を行っています。
- ③ 苦情に対する対応は、迅速、誠心誠意を第一に致します。苦情の内容に応じて、関係機関との連絡を取り合い、処理を進めるとともに経過報告、結果報告等、処理に関してご報告致します。

事業所相談窓口	社会福祉法人こしば福祉会 (苦情処理担当)	電話 059-237-5050
苦情受付機関	津市役所 介護保険課	電話 059-229-3149
	三重県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)	電話 059-222-4165

9. 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画書を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ① 感染症が発生又はまん延しないように、事業所の感染マニュアルに基づき、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月1回以上開催し、その結果について訪問介護員に周知徹底します。
- ② 訪問介護員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を実施します。

11. 虐待の防止

- ① 虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所の虐待対応マニュアルに基づき、事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について訪問介護員に周知徹底します。
- ② 訪問介護員に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施します。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を実施します。

12. 秘密の保持

当事業所、訪問介護員及び事業所に従事する者は、契約前後を問わずサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報、秘密を正当な理由なくして第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

以上

13 身元引受人

利用者は、身元引受人を選任してこの契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 身元引受人の選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。
- 3 身元引受人は、利用者が本契約上、事業者に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負うものとします。

《別紙》

利用料金表

ヘルパーステーション トマト

訪問介護サービス費

訪問サービスの利用は、どのような内容で何時間利用するかにより金額が設定されています。

【訪問介護サービス自己負担額一覧表】

1 単位：10.42 円

R7.4.1 現在

サービス内容		単位	料 金		
			(1 割)	(2 割)	(3 割)
身体介護	20 分未満 (身体介護 01)	163 単位	170 円	340 円	510 円
	20 分以上 30 分未満 (身体介護 1)	244 単位	255 円	509 円	763 円
	30 分以上 1 時間未満 (身体介護 2)	387 単位	404 円	807 円	1,210 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (身体介護 3)	567 単位	591 円	1,182 円	1,773 円
	1 時間 30 分以上 30 分ごとに	+ 82 単位	+ 86 円	+ 171 円	+ 257 円
身体介護 + 生活援助	身体介護 1 にひきつづき生活援助が 20 分以上 45 分未満 (身体 1 生活 1)	309 単位	322 円	644 円	966 円
	身体介護 2 にひきつづき生活援助が 20 分以上 45 分未満 (身体 2 生活 1)	452 単位	471 円	942 円	1,413 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	179 単位	187 円	373 円	560 円
	45 分以上	220 単位	230 円	459 円	688 円
通院等乗降介助		97 単位	102 円	203 円	304 円

サービス内容	単位	料 金		
		(1 割)	(2 割)	(3 割)
初回加算	200 単位	209 円/月	417 円/月	626 円/月
緊急時訪問介護加算	100 単位	105 円/回	209 円/回	313 円/月
訪問介護 同一建物減算 3	所定単位数の 12%減算			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	合計単位数× 22.4 %			
福祉有償運送	3 km まで 300 円、以降 1 km ごとに 100 円			

*介護保険単位数に地域加算(10.42 円)を乗し、本人様の負担割合に応じて計算 (1 円未満切上げしたものが利用料金となります)。

*通常の時間帯 (午前 8 時～午後 6 時) 以外でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

夜間	午後 6 時から午後 10 まで	25%
早朝	午前 6 時から午前 8 時まで	25%
深夜	午後 10 時から午前 6 時まで	50%

***支給限度額を超えた場合の料金**

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。(10割負担)

***介護保険の対象となるサービス（契約書第4条参照）において、交付された「介護保険負担割合証」に記載の割合が、ご利用者様の負担となります。**

***通常のサービス提供実施地域以外の居宅へのサービス提供は、交通費実費相当額（1km100円）のご負担をいただきます。**

***訪問介護員が2人派遣だった場合は、2人分の料金が加算されます。**

***通院等の乗降介助について**

ヘルパーステーション トマトでは、病院等への通院介助の際に、ご利用者の安全を確保するという観点から、通院等のための乗車・降車の介助を行う前後に連続して身体介護を行う場合には、身体介護料金で算定させていただきますので、ご了承ください

***キャンセル料について**

利用予定日の当日にサービス提供をキャンセルした場合は、利用者負担金の100%のキャンセル料をいただきます。ただし、体調不良や容体の急変など、やむを得ない事情の際にはキャンセル料は不要とします。

***支払い方法**

利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求いたしますので次のいずれかの方法よりお支払ください。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	サービスを利用した月の翌々月の6日に登録された口座より引落とし致します。
銀行振り込み (振込手数料は利用者様のご負担を願います)	サービスを利用した月の翌月末日までに、下記の口座にお振込みください。 三十三銀行 津新町支店 普通口座 0720727 社会福祉法人こしば福祉会 理事長 山口 和夫